

山口県報

平成19年
6月5日
(火曜日)

目 次

告示

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路建設課）……………一

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（十五件）（砂防課）……………二

公告

大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出（商政課）……………四

土地改良区役員の届出（農村整備課）……………四

土地改良事業の工事了の届出（農村整備課）……………四

土地改良事業の工事了（農村整備課）……………五

換地計画書の縦覧（農村整備課）……………五

一般競争入札の実施（道路建設課）……………七

開発行為に関する工事了の完了（建築指導課）……………七

選管告示

個人演説会等を開催することができる施設……………八

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示の一部改正……………八

山口県告示第二百九十号



地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、一般国道四九〇号道路改良（鞍掛山トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について

次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 一般国道四九〇号道路改良（鞍掛山トンネル）工事
- (一) 工事場所 美祢郡美東町大字長登字北平から同町大字赤字下ノ川までの間
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	一、〇一八メートル	九・五メートル（車道七・〇メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 2 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年六月四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千二百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十九年山口県告示第百六十四号）四に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(一) 申請書等の提出場所

美祢土木事務所 美祢市大嶺町東分三四四九番地の五

(二) 申請書等の提出期間

随時とする。

(三) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

(四) その他

この審査についての問合せは、美祢土木事務所（電話〇八三七―五二一―一〇五）にすること。

山口県告示第二百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第一工区）

(一) 履行場所 周南市内

(二) 業務の概要

業 務	内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査		二二〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所（電話〇八三四―三三三―六四七一）にすること。

山口県告示第二百九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第二工区)
- (一) 履行場所 周南市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	二〇〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十一パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四―三三―六四七)にすること。

山口県告示第二百九十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第三工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第三工区)
- (一) 履行場所 山口市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	二〇〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三一九二二一〇七〇）にすること。

山口県告示第二百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第四工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第四工区）

(一) 履行場所 山口市内
業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	一九〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン

サルタント業務のA等級であること。
 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査
 (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
 山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
 平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他
 この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三一九二一一〇七〇）とする。

山口県告示第百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第五工区）の契約に係る一般競争入札に参加

する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第五工区）
- (一) 履行場所 宇部市大字小野地内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	二〇〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査
 (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し

- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

(一) この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所（電話〇八三六一二一一七二二五）にすること。

山口県告示第二百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 閑 成

一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第二工区）

(一) 履行場所 岩国市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	三五〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の（二）に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九―一五四〇）にすること。

山口県告示第二百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第二工区）

- (一) 履行場所 岩国市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	調査対象件数
	土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	四〇〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山

口県知事が行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九―一五四〇）にすること。

山口県告示第二百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第三工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査(第三工区)

- (一) 履行場所 岩国市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	三八〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
 - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

- 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九―一五四〇)にすること。

山口県告示第二百九十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域に係る基礎調査(第四工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査(第四工区)

- (一) 履行場所 柳井市伊陸及び日積地内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	三五〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一二二一〇三九六)にすること。

山口県告示第三百四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域に係る基礎調査(第五工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査(第五工区)

- (一) 履行場所 下関市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	四五〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
 下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
 平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他
 この審査についての問合せは、下関土木建築事務所(電話〇八三二―二三一七二〇)にすること。

山口県告示第三百一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域に係る基礎調査(第六工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 閑 成

一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査(第六工区)
 (一) 履行場所 下関市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	四五〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号
 (四) 申請書等の提出期間及び時間
 平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、下関土木建築事務所（電話〇八三二一三二一七二〇
 一）にすること。

山口県告示第三百二二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定によ
 り、土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第七工区）の契約に係る一般競争入札に参加す
 る者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」
 という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次の
 とおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第七工区）
- (一) 履行場所 長門市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十 二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	四四〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で
 構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
 こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
 示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規

定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン
 サルタント業務のA等級であること。

2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であ
 ること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山
 口県知事の結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサル
 タント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共
 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」とい
 う。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に
 よるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、長門土木建築事務所（電話〇八三七二二二二九二
 〇）にすること。

山口県告示第三百三三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第八工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第八工区）

(一) 履行場所 萩市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	四九〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

四 その他

この審査についての問合せは、萩土木建築事務所（電話〇八三八―二一〇〇四三）にすること。

山口県告示第三百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第九工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第九工区）

(一) 履行場所 萩市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	五一〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、萩土木建築事務所（電話〇八三八―二一〇〇四三）にすること。

山口県告示第三百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第一〇工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域に係る基礎調査（第一〇工区）

(一) 履行場所 萩市大字明木及び大字佐々並地内
(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	四三〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コ

サルタント業務のA等級であること。
 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年六月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、萩土木建築事務所（電話〇八三八―二二―〇〇四三）にすること。



(二八〇) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マスヤ家具店

所在地 柳井市中央二丁目八番二七号

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

一、四七〇平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

九七九平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十八年五月二十二日

(二八一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
秋芳町土地改良区	理事	上利 禮昭	美祢郡秋芳町大字嘉万二九〇三
	監事		

秋芳町土地改良区

(二八二) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、

次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行った者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
小野田市後潟土地改良区	黒崎地区かんがい排水及び農道の整備	昭和六〇、七、一七	昭和六一、三、二五
萩市	旭地区用排水施設の改修	平成一七、六、一	平成一九、〃 二三

(二八三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営岩国・玖周地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

二 工事完了の時期

平成十九年三月十六日

(二八四) 換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、柳井市大里南地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

柳井市大里南地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年六月六日から同月二十五日まで
縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二八五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(一) 工事名

一般国道四九〇号道路改良（鞍掛山トンネル）工事

(二) 工事場所

美祢郡美東町大字長登字北平から同町大字赤字下ノ川までの間

(三) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	一、〇一八メートル	九・五メートル（車道七・〇メートル）

(四) 工期

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約二十八

簡月間

(五) その他

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

(一) 場所

美祢市大嶺町東分三四四九番地の五 美祢土木事務所

(二) 日時

平成十九年六月五日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十九年山口県告示第二百九十号。以下「告示」という。）に基づき資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 共同企業体が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 政令第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 一に掲げる工事（以下「本工事」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 平成十九年六月五日から同年七月三十一日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成十九年四月一日から平成十九年六月五日までの間に元請負人又は共同企業体の代表者としてナトム工法による道路トンネル工事（トンネルの延長が千メートル以上のものに限る。）を施工した実績を有していること。

2 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十六條第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講した監理技術者（以下「監理技術者」という。）で、平成十九年四月一日から平成十九年六月五日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）の監理技術者又は建設業法第二十六條第一項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）としてナトム工法による道路トンネル工事に従事した経験を有する者を本工事の工事現場に専任で配置できること。

(四) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成十九年四月一日から平成十九年六月五日までの間に元請負人若しくは共同企業体の代表者としてナトム工法による道路トンネル工事を施工した実績又は共同企業体の代表者以外の者（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）としてナトム工法による道路トンネル工事（トンネルの延長が三百メートル以上

のものに限る。）を施工した実績を有していること。

2 主任技術者を本工事の工事現場に専任で配置できること。

四 設計図書の縦覧及び配布

(一) 縦覧の場所及び日時

1 場所

美祢土木事務所

2 日時

平成十九年六月五日から同年七月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(二) 配布の場所及び日時

1 場所

美祢土木事務所

2 日時

平成十九年七月九日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

3 対象者

十一の(四)の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。

五 契約条項を示す場所

美祢土木事務所

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

美祢土木事務所

(三) 受領期限

平成十九年七月三十日午後四時三十分（入札書を持参する場合は、平成十九年七月三十一日午前十時）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

美祢市大嶺町東分三四四九番地の五 山口県美祢合同庁舎車庫棟二階大会議室

(二) 日時

平成十九年七月三十一日 午前十時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2及び6に掲げる書類)を平成十九年六月十九日午後四時三十分までに美祢土木事務所に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十九年七月六日までに発送する。

1 同種の工事の施工実績について記載した書類

2 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

3 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

4 総合評価値通知書の写し

5 特定建設業の許可通知書の写し

6 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面

(五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

(六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案をすることができる。この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があることを認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、美祢土木事務所(電話〇八三七一五一一一〇五)に問い合わせる。

十二 Summary

(1) Division in charge of the contract: Road Construction Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture

(2) Name of construction: Construction work for the Road Improvement of Route 490 (Kurakakeyama Tunnel)

(3) Outline of construction: By New Austrian Tunneling Method, length: 1018 meter, width: 9.5 meter (driveway: 7.0 meter)

(4) Place of construction: From Aza Kitahira, Oaza Naganobori, to Aza Shimonokawa, Oaza Aka, Mion-cho, Mine-gun

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Mine Public Works Construction Office, 3449-5 Ominecho-higashibun, Mine City

(6) Time-limit for tender: 4: 30 P. M. July 30, 2007 (In case of bringing a tender: 10: 00 A. M. July 31, 2007)

(二八六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年六月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字河内字黒杭
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市大字末武上五三九番地の一
岡村 浩二



山口県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成十九年六月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
萩市須佐文化センター	萩市大字須佐四五七〇の一	平成一九、五、一八
萩市弥富交流促進センター	大字弥富下四〇四三	” ” ” ”

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示（平成十九年山口県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年六月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

「小規模身体障害者療護施設フェニックス」を「身体障害者療護施設フェニックス」に改める。

平成十九年六月五日印刷
平成十九年六月五日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）